

団体登録の一部改定 および 追加事項のご案内

【一部改訂】

団体登録の対象区分

青少年育成団体

(改定前) 青少年の健全育成に関する活動を主たる目的とする団体

(改定後) 小学生以上の青少年の健全育成に関する活動を主たる目的とする団体

【追加事項】

団体登録の方法

- 登録確認の際に代表者と連絡担当者 1 名 (一般は 2 名) の住所、氏名、生年月日を確認させていただきますので、身分証明書 (学生証、免許証、保険証など) をご持参ください。
- 青少年育成団体と一般団体の方は団体の 活動資料 (規約、活動計画、ちらしなど) を提出してください。

団体登録者の追加登録の方法

新たに追加登録を希望する方は身分証明書を持参のうえ、登録済みの登録者と共に来館し手続きをしてください。

予約の方法

- 予約の受付は使用前日の 閉館 1 時間前まで となります。
- 電話で仮予約をした場合は 当日まで に使用申請書を記入し提出してください。
- 一般団体の方は「けやきネット」有効期限が切れている場合は利用できません。

利用の方法

- 予約した時間までに来館されない場合は利用を開始するまでの間、若者の利用とする場合があります。
- 当日は過半数が世田谷区在住・在学・在勤の登録者で構成される 5 名以上で、利用してください。人数が満たない場合は、自由利用に変更となります。